

# 占有権とはどのような権利か (四・完)

——財産法における権利の構造 六——

鷹 巢 信 孝

一	はじめに	
二	占有権の論理構造(一) 占有権の事実性と規範性	三三卷三・四合併号
三	占有権と所有権 財産法体系における位置づけ	三三卷五・六合併号
四	占有権の論理構造(二) 占有権の現実性と観念性	三四卷一号
五	むすび	以上本号

## 五 むすび

一 占有論は私法学において最も難解な分野であり、民法学の「迷宮」であるといわれている。しかし、その内部構造を説明するのに適した方法をもって接近し、踏み込んで行くならば、「占有権とはどのような権利か」という難問題を解明する第一歩を踏み出すことが出来るはずである。

そして、財産法の全体系の中に占有権と所有権を位置づけて、両者が存在している次元の違いや機能の違いを知

ると同時に、両者の論理的な連関性を探るならば、「占有権とはどのような権利か」が、より一層、鮮明になるはずである。

そこで、私は法現象を本質・実体・現象形態の三つの次元に分けた上で、それを総合して、その法現象の全体像を把握しようという、私独自の方法を用いて、まず占有権そのものについて分析した。その結果、次のような理解をするに至った。

二 「人」や「企業」が、その生生活動圏や営業活動圏において、「物を現実に支配し、管理する意思」が占有権の本質をなす。しかし、この意思は内心の意思として抱かれていればよいわけではなく、物の所持を通して社会に向けて表示しなければならない。そして、このような意思が社会的に承認されることにより、この意思は「物を現実に支配し、管理する力」となって第三者に働きかけることを許容されるようになる。

つまり、占有権の本質をなす「物を現実に支配・管理する意思」が社会的承認を受けることにより、物の所持者以外の者は他者の所持を侵害してはならない、という不可侵義務を課されることになる。にも拘らず、義務違反者が出現した場合には、物の所持者は「現実的支配・管理力」に基づいて自力救済をしたり、侵害を停止・排除して侵害前の所持状態に戻すように、侵害者に対して直接的に請求したり、裁判所の手を借りて請求することが出来る。

この「現実的支配・管理力」こそが占有権をして占有権たらしめているのであり、これが占有権の実体をなす。そして、この「現実的支配・管理力」に裏付けられて、占有権の本質たる「現実的支配・管理意思」は「物を現実に支配・管理する機能」という姿、即ち現にあるがままの状態で物を支配・管理する機能として現われる。これが占有権の現象形態である。

右に述べた占有権の論理構造を、所有権の論理構造と対比しながら、図式化して整理すると、次のようになる。

	本質	実体	現象形態
占有権	特定の物を現実に支配・管理する意思	現実的支配・管理力	特定の物を現にあるがままの状態で支配・管理する権能
所有権	特定の物を排他的に支配する意思	排他的支配力	特定の物を自由に使用・収益・処分する権能

三 末川博士は、占有権において「あるもの Sein」と「あるべきもの Sollen」とが明確に区別されているように、どこかで関連しているところに割り切れぬものを感じ、そこに占有論という「迷宮」の入口があると解される。

しかし、博士のいわれる占有権における「あるもの」とは、私見にいう占有権の現象形態次元において、物を現実に支配・管理している状態を指し、博士のいわれる占有権における「あるべきもの」とは、私見にいう占有権の実体次元における不可侵義務、および不可侵義務違反者に課される原状回復義務を指すと解するならば、両者は存在する次元を異にしながら、連関づけられていることが理解できであろう。

そして、このような区別・連関性は所有権にも見られるところであって、占有権に特有なことではない。したがって、この区別・連関性の中に「何か割り切れぬもの」を感じたり、「謎」があると感じる必要はないはずである。ところが、占有権の実体と現象形態を区別・連関づけることなく、さらに占有権と所有権の区別と連関性を明確に把握することもなく、両者を混同しているために、右の「割り切れなさ」や「謎」を感じさせざるをえないのである。

というのは、占有権は「物を現実に支配し、管理している」ところに認められる権利であり、物を支配・管理する権原がなくても認められる権利である。これに対して、所有権は「物を支配・管理することが出来る」権利であ

り、物を支配・管理することを法的に根拠づける権原である。この対比の中で、前者を「あるもの」、後者を「あるべきもの」と位置づけるなら、所有権者が物を所持し、占有権を有している場合は、「あるべきもの」と「あるもの」とが一致している。これに対して、所有権者の同意なしに第三者が物を所持していれば、「あるべきもの」と「あるもの」との間に齟齬が生じている。

前者が正常な姿であるならば、後者は異常な姿である。にも拘らず、この第三者は「なぜ」占有権という権利を認められて、所有権者による奪還からさえも保護されることがありうるのか。さらに問題なのは、所有権と占有権とが同一次元の権利であるとするならば、所有権者が占有権を有することが「なぜ」正常な姿といえるのか。この場合、所有権を認めれば、それで十分なのではないか。それなのに、「なぜ」占有権という権利が所有権とは別個に認められているのか、という「謎」が生まれざるをえないのである。

四 この「謎」を解明するためには、占有権と所有権の区別・連関性を把握しなければならぬ。そして、そのためには、従来の学説のように、占有権と所有権を物権として同一の次元において並列し、両者の権利内容の違いや、機能上のつながりを整理する程度の作業では全く役に立たないのである。

ここで必要とされる作業は、「人」や、その特殊な存在形態である「企業」が所有権を取得し、ここに獲得した物を支配・管理している状態が占有権として保護され、そのように保護されている状態にある物を利用して、「人」や「企業」は生存活動や営業活動を継続しているという、ありのままの姿を全体として把握することである。

そのような作業は、結局のところ、財産法における「人」の存在構造や「企業」の存在構造を探る作業ということになる。この課題を果すために、私独自の方法を用いて「人」や「企業」の存在構造を分析すると、次のようになる。

「人」の本質は生存意思であり、生存活動権と生存財産権とから成る生存権が「人」の実体をなす。そして、生存活動によって獲得され、有機的・組織的に一体化して支配・管理されている生存財産を構成している個々の物権・債権・知的所有権・債務などが帰属している姿が、「人」の現象形態である。

「企業」の本質は営利事業をする意思であり、営業活動権と営業財産権とからなる営業権が「企業」の実体をなす。そして、営業活動によって獲得され、有機的・組織的に一体化して支配・管理されている営業財産を構成している個々の物権・債権・知的所有権・債務などが帰属している姿が、「企業」の現象形態である。

右に述べたところを、図式化して整理すると、次のようになる。

	本質	実体	現象形態
人	生存意思	生存権 生存活動権 生存財産権	個々の物権・債権・債務・知的所有権など
企業	営利事業意思	営業権 営業活動権 営業財産権	個々の物権・債権・債務・知的所有権など

五 所有権は、「人」や「企業」の現象形態次元に位置する権利である。これに対して、占有権は、「人」や「企業」の実体の静態的側面をなす生存財産や営業財産に組み込まれて、有機的に一体化して支配・管理されている物の現況が、そっくりそのまま保護されるところに成立する権利である。<sup>(二六九)</sup>

所有権と占有権の間には、このような違いがあるが、次のような連関性もある。つまり、所有権は物が占有され、使用・収益されている状態を法的に根拠づけ、正当化する役割りを担っている。権原といわれる所以であるが、所有権と占有権の間には、前者が手段・外郭で、後者が目的・内実という連関性がある。

物は現実的・具体的に使用・収益されてこそ、その使命を果すのであって、単に抽象的・観念的に使用・収益しうるだけでは空疎な存在でしかありえない。そして、物を現実的・具体的に利用し、有機的・組織的に一体化させている生存財産や営業財産の構成部分として維持・管理するところに、「人」や「企業」の生存活動や営業活動が現実的・具体的に繰り広げられるのである。

したがって、物を現実的・具体的に管理し、利用している状態に対する侵害は、「人」や「企業」の実体をなす生存権や営業権に対する侵害であり、究極的には「人」の生存意思や「企業」の営利事業意思の侵害に連なっている。それだからこそ、占有権侵害に対する救済は迅速性と簡易性を要求され、所有権などの本権に基づく紛争解決とは異なった手続や立証方法を必要とする。ここに、占有権の存在理由がある。とはいえ、占有権は本権によって根拠づけられ、正当化されてこそ物の管理状態・利用状態も維持・確保されるという関係がある以上、紛争の最終的な解決の鍵は本権が握ることにならざるをえないのは当然である。

なお、刑法の財産犯、とりわけ窃盗罪の保護法益は所有権その他の本権なのか、単なる財物の占有自体なのかという争いがある。<sup>(二六九a)</sup>所有権などの本権のほかに、「なぜ」占有権という権利が認められているのか、占有侵害に対して本権者の自力救済ほどの程度まで許されるのかを考察することは、右の刑法学における論争の解決に手がかりを与えるであろう。

注(二六九) 「クロネコ・ヤマトの引越しは、あなたの暮らしをそのまま、そのまま、そのまま……」という宣伝があるが、占有権も「人」や「企業」の暮らしの財産的側面、即ち生存財産や営業財産が現状のまま保護されるところに成り立つ権利である。

(二六九a) この点については、石堂功卓「窃盗罪における占有説と本権説」刑法の争点(新版)「有斐閣・一九八七年」二四五頁、大沼邦弘「他人の占有する自己の物と窃盗」前掲書二五八頁以下、芝原邦爾「財産犯の保護法益―民事法上の権利関係

六 所有権と占有権の区別・連関性を別の表現で言い直すと、権利の帰属と権利の行使の区別・連関性ということが出来る。

この点に着眼して、民法二〇五条の準占有に関する規定と占有権の取得に関する民法一八〇条を対比するならば、民法一八〇条の「物の所持」とは、物の所持を要件とする「財産権の行使」であることが理解され、所有権と占有権の存在次元の違いも明らかになったであろう。

そして、財産権の行使とは、「人」や「企業」が生存活動や営業活動をしている姿にはかならない。したがって、民法一八〇条や二〇五条の「自己ノ為メニスル意思」とは「人」の生存活動や「企業」の営業活動の一環として、その「人」や「企業」の生活圏・活動圏内において、その「人」や「企業」の財産に組み込んで物を支配・管理する意思であるという理解が可能になる。

民法典制定当初の学説は民法一八〇条は民法二〇五条の「財産権ノ行使ヲ為ス場合」の一つの事例であることを理解していた。しかし、その後の学説は民法一八〇条の規定のみから出発し、しかも客観説の影響の下に「物ノ所持」にこだわり、「意思」を軽視したために、「占有権とはどのような権利か」ということを解明できなかつただけでなく、準占有の理解に混乱をもたらした。のみならず、占有権の理解が十分でないということは、代理占有の理解を困難にし、代理占有論は末川博士によって占有論という迷宮の「奥の院」にまで格上げされたのである。

七 占有権は「人」や「企業」が物を自己の生活圏・活動圏において、自己の生存財産ないし営業財産の構成部分に組み入れ、他の財産と有機的・組織的に一体化して支配・管理する意思の下に、現実支配・管理するところに

認められる権利である。

この支配・管理行為を第三者にさせるところに代理占有は成立するが、代理占有においては本人が占有代理人をして「物を支配・管理させる意思」が本質をなし、占有代理人の善管注意義務や返還義務を内容とする占有代理関係を媒介にして、本人の意思が占有代理人の所持を支配・管理するが故に、本人は現実には物を所持していなくても、法的観点からは本人が自己の支配・管理圏内において物を所持しているのと同視しうるのである。

なお、占有代理人と占有補助者を区別する基準として、多数説は「独立の所持」か否かという客観的状況を重視するのに対して、民法一八〇条に忠実に「自己ノ為メニスル意思」の有無を基準にする少数説がある。しかし、「独立の所持」といったところで、所詮、自己の生生活動圏ないし営業活動圏において、自己の生存財産ないし営業財産に組み込んで、物を支配・管理している状態のことであり、この状態こそは「自己ノ為メニスル意思」の発現なのである。

だとすれば、民法一八〇条に関して、自己のためにする意思をも占有権の成立要件とする説（主観説）と、物の所持を重視する説（客観説）は対立する見解というよりも、占有権の全体像を論理的に把握することなく、従来の心素と体素という観念から抜け出せずに、その二側面を並列させるか、その一側面を強調しているにすぎないことになる。

けだし、占有権の本質をなす意思、即ち自己の生生活動圏・営業活動圏において、自己の生存財産・営業財産に組み込んで物を支配・管理する意思は、そのように組み込んで物を支配・管理している状態として発現している。後者は占有権の本質をなす所持意思の具体的な姿であり、占有権の実体をなす現実的支配・管理力を媒介にして現われてくる占有権の現象形態をなしており、占有権とはこのような論理構造を有しているからである。



八 ところで、占有代理人は占有補助者とは異なり、自己の生存活動圏・営業活動圏において、物を自己の生存財産・営業財産に組み込んで支配・管理するのであるから、占有代理人も「自己ノ為メニスル意思」をもって「物ヲ所持」しており、自己占有に該当すると解する場合、この解釈は用益占有には当てはまっても、管理占有には当てはまらないのではないか、という疑問が生じよう。

しかし、生存財産や営業財産は積極財産のみから成るのではなく、債務という消極財産からも成っている。そして、管理占有の場合、他人の物を保存・管理し、返還すべき債務を、委託者の活動圏においてではなく、受託者の活動圏において履行しなければならぬが故に、委託された物品は債務の履行の客体として、管理占有者の生存財産・営業財産に組み込まれ、その消極的構成部分として支配・管理されることになる。それだからこそ、彼らにも占有訴権による保護が必要になる反面、民法七二七条や七一八条の責任を負わせる必要も生じるのである。したがって、このような債務も占有を根拠づけ、正当化する権原であることを認めざるをえない。

物を現実に支配し管理するところに認められる占有権は、物の所持を要件としない財産権の準占有に拡張される一方で、物を所持していない者の代理占有という形で拡張された。そして、さらに物や財産権を有機的・組織的に一体化して支配・管理している生存財産や営業財産の上にも、広い意味での占有権を認める必要があることは、相続や相続回復請求権、会社の合併や分割・営業譲渡を合理的に説明することを考えると明らかであろう。

とはいえ、営業譲渡には債務の承継を伴うものと、債務は除外するものがあり、営業の賃貸借や企業担保には債務の承継を伴わないことを考えると、生存財産や営業財産のうち積極財産の集合の上に認める必要のある「占有権」を広義の占有権とし、消極財産をも含めた生存財産・営業財産全体の上に認めるべき「占有権」を最広義の占有権として区別する必要がある。

そして、占有権は物権ではないとすれば、これらの広義の占有権や最広義の占有権を認めても、民法一七五条の

物權法定主義に反することはないし、財産の支配・管理という現実的・具体的な行動によって財産権を公示する点は入会権に通じるものがある。<sup>(二七〇)</sup>

注(二七〇) 私の団体法理論から捉えた入会団体と入会権の論理構造については、拙著・注(二六) 三二五頁以下(初出・佐賀大学経済論集一九卷二号「一九八六年」)。

九 占有理論は「法人理論とともに民法学における喜望峰と称せらるべきものである」といわれている。<sup>(二七一)</sup> 占有理論という喜望峰を回るとき、果して、どのような新世界が開けて来るのであろうか。

本稿第三章において展開したように、占有理論を精密化することは、「人」や「企業」の実体である生存権や営業権の静態面をなす生存財産権や営業財産権を、最広義の占有権として根拠づけることに奉仕する。したがって、占有理論は「法における人間」、とりわけ「財産法における人」の存在構造や、「法律学から見た企業」の存在構造を説明する作業の、足元を固めてくれることになる。<sup>(二七二)</sup>

そして、「法における人間」、とりわけ「財産法における人」の存在構造を論理的に解明する作業は、相続や共同相続・相続分について考え直す手がかりを与える(第三章五節参照)。のみならず、意思能力や行為能力・法律行為・代理・不法行為などの諸制度・諸概念を、「財産法における人」の存在構造に即して位置づけることにより、全体の連がりの中で理解することを容易にするであろう。

さらに、このような作業を行うと、私的自治の原則と憲法一三条の幸福追求権・自己決定権との区別・連関づけや、市民法における生存権と社会法における生存権の区別・連関づけ、生きる権利と死ぬ権利の区別・連関づけ、民法と刑法の区別・連関づけなどが課題として登場することになり、結局のところ、私法と公法・社会規範と国家

規範・市民社会と国家の区別・連関づけの問題に連なっていく。

注(二七二) 川島・注(五)理論一三七頁。

(二七二) 私の企業構造論において、営業財産権を占有権に近い権利としているが「拙稿・注(一七)佐賀一二卷三号三二頁・三四頁」、この点の論証はなされておらず、課題として残されていた「拙著・注(一六)五頁注(二)参照」。この課題を果すためには、占有理論の探求にまで乗り出して行く必要があったわけである。

一〇 「法律学から見た企業」の存在構造を論理的に把握する作業は、次のような理論的閉塞状況を打開するであろう。

即ち、従来の法律学は「資本」や「企業」を把握するにふさわしい法学的概念が見当たらないということ、資本と  
いう概念を所有権と契約の結びつきという程度の表面的な捉え方をするに止まり、企業という概念については経済  
学・経営学からの借り物にすぎない状態に留まっている。<sup>(二七五)</sup>

したがって、「法律学から見た企業」の存在構造を分析する作業は、右のような理論状況から脱脚し、法律学独自の「企業」概念を持つことを可能にする。そして、そのことが企業担保制度や営業譲渡・会社の合併や分割などの法現象を、その現象に即して把握することを可能にするとともに、一物一権主義の原則の限界を教え、占有権が物権とは異なる独自の財産権であることを教えることになる(第三章五節参照)。

また、「法律学から見た企業」の存在構造を探る作業は、共同企業体ないし共同事業体の内部構造を分析する足がかりを与え、組合・社団・財団という概念の見直しを迫るだけでなく、この作業と所有権の論理構造の分析とが結びつくことによって、共有・合有・総有・互有・区分所有という概念や、共有持分(物権的持分)・組合員の持分(総

持分) という概念の見直しに連がつてくる<sup>(二七六)</sup>。のみならず、法人でない団体と法人である団体との区別・連関づけについて再考を促し、法人論や法人格否認の法理を見直し<sup>(二七九)</sup>たり、株式会社の設立論(「設立中の会社」理論)を批判的に検討する契機を与える<sup>(二八〇)</sup>。そして、会社の合併や営業譲渡などの企業結合について、論理的に解明することに連がつて行く。

さらに、「法律学から見た企業」の内部構造の解明は、商法を企業法と解する通説にとつて、企業論の欠如<sup>(二八七)</sup>という致命的な欠陥を埋め合わせるだけでなく、従来のように商法上の諸制度を個々ばらばらに説明するのではなく、それを「企業」の内部構造に即して位置づけ、全体の連がりの中で説明することを可能にするであろう。

のみならず、「法律学から見た企業」の内部構造の解明は、憲法二二条の職業選択の自由と営業の自由の区別・連関づけについて、新しい視角からの捉え方を提供<sup>(二八二)</sup>し、さらには所有権の論理構造の分析作業と結びつくことによつて憲法二九条の財産権の自由や経済的基本権について、私法学の側から新しい見解を展開することになる<sup>(二八三)</sup>。

なお、占有制度について理解を深め、代理占有、とりわけ指図による引渡について理解することは、商法の物品引渡証券、ひいては有価証券の理解に連がることは、第四章八節において触れたところである。

注(二七三) 我妻 栄「権利の上の所有権という概念について」民法研究第三卷「有斐閣・一九六六年」一六五頁以下(初出・法学協会雑誌五四卷三・四・五号「一九三六年」)。

(二七四) 川島・注(丑)理論三三四頁以下・三三三頁以下。なお、我妻・注(二七三)研究Ⅲ一六六頁、同「資本主義」民法研究第一卷「有斐閣・一九六六年」一六八頁(初出・末弘殿太郎・田中耕太郎編・法律学辞典第二卷「岩波書店・一九三五年」)、同「私有財産制度」研究Ⅰ一七九頁(初出・前掲法律学辞典)。

(二七五) 前掲・注(二七九)参照。

(二七六) 拙著・注(二六)および、拙稿・注(二七)佐賀三〇巻五号を参照されたい。

(二七七) 前掲・注(二九)の拙稿を参照されたい。

(二七八) 前掲・注(一六)および注(一〇六)の拙著を参照されたい。

(二七九) 拙著・注(一六三)七〇頁以下(とくに、三七五頁以下)、拙稿「法人団体と非法人団体の区別・連関性―平成二年商法改正附則を手がかりに―」佐賀大学経済論集二八巻二号(一九九五年)一一三頁以下。

(二八〇) 拙稿『設立中の会社』という概念は必要かつ有益か(上)・(中)・(下)―株式会社の法的構造七―佐賀大学経済論集三二巻六号(二〇〇〇年)二七頁以下・三三巻一号(二〇〇〇年)八七頁以下・三三巻二号(二〇〇〇年)一二九頁以下。

(二八一) 拙稿・注(一七)佐賀二二巻三号六六頁。同旨、弥永真生「商的色彩論の現代的意義」法律時報七一巻七号(一九九九年)四〇頁。

(二八二) 前掲・注(一七)佐賀三二巻三号・注(六一)佐賀三二巻四号、および佐賀三二巻二号(一九九九年)七三頁以下・五号(二〇〇〇年)五五頁以下の拙稿を参照されたい。

(二八三) 前掲・注(六一)佐賀三二巻六号・注(一〇六)佐賀三二巻一号・注(二八二)佐賀三二巻二号五五頁以下、および佐賀三一巻五号(一九九九年)八三頁以下の拙稿を参照されたい。

一一 因に、「財産法における人」の存在構造と「法律学から見た企業」の存在構造を対比することは、一見、奇異な感じを与えるかも知れない。しかし、財産法における主体として、後者は前者の特殊形態であるにすぎず、全く異質な存在ではない。それどころか、後者には家族法上の財産関係が絡んでおらず、純粹に経済的な財産関係のみに限られているので、財産をめぐる法現象を明確に捉え易い。

したがって、「財産法における人」の存在構造と「法律学から見た企業」の存在構造を対比することによって、前者のみを考察したのでは明確にならなかった部分について、理解が深まることもあるであろう。

例えば、共同相続と民法上の組合や合名会社とを対比し、相続分と組合員の持分とを対比することによって、合手共同体の内部構造の理解を深めることが出来るように、相続や包括遺贈と会社の合併や営業譲渡を対比すること

によつて、包括承認という概念を明確にすることが出来るであろう（第三章五節参照）。また、「人」の実体をなす生存財産と「企業」の実体をなす営業財産とを対比することにより、占有権侵害に伴う損害についても見直す契機を与えるであろう（第三章六節参照）。

しかし、「人」と「企業」を対比することが、財産法上の概念や現象について理解を深める上で役に立つことがあるといつても、それには限界があることを見極める必要がある。さもないと、株式会社の設立過程を人間の生誕過程に喩えて、「設立中の会社」を人間の胎児に相当するかののような発想をして、株式会社の設立過程の構成を誤つたり、法人をも基本的人権の主体と認めるようなことになりかねない。

注(二八四) 前掲・注(二八〇)参照。

(二八五) 拙著・注(一六)四〇四頁・四〇七頁注(13)・注(14)、拙稿・注(二八二)佐賀三三卷二号七六頁・三三卷五号六六頁。

一二 「占有権とはどのような権利なのか」、その内部構造を論理的に分析する作業を試みた本稿は、私法学における難問中の難問とされている占有理論に、私の独特の方法をもって挑戦することにより、私の方法の有効性を問うとともに、私なりの物権法の基礎理論の構築に一応の区切りをつける作業でもある。

法現象を本質・実体・現象形態の三つの次元に区別した上で、それらを連関づけることにより、その法現象の存在構造・内部構造を論理的に把握し、その全体像を解明せんとする私の方法は、民法学の「迷宮」と呼ばれ、その内部がどのようなになっているのか分かり難いとされている占有権の解明に用いてこそ、所期の目的を達することになるはずである。とはいえ、本稿において、その目的を達しているのかどうか、その判断は第三者に委ねるほかは

ない。

それはさておき、右の独自の方法を用いて、所有権理論―共同所有（共有・合有・区分所有・団体有）論―団体（組合・社団）法理論―株式会社法理論という、私なりの学問体系を構築するライフ・ワークを完結させる上で、占有権理論はどうしても避けて通ることの出来ない「喜望峰」なのである。

というのは、私の共同相続理論や団体法理論・株式会社法理論の中で、共同相続人の相続分や組合員の持分、そして社団への出資者（株主）の「自益権」に関する部分は、「人」の生存財産や「企業」の営業財産という、有機的・組織的に一体化して支配・管理されている財産に対する一個の権利（生存財産権・営業財産権）が成立していることを認め、この財産権は占有権に近い性質をもつものであって、個々の物に対する占有権や個々の財産権に対する準占有権を包摂した、最も広い意味における占有権と性質づけをした仮説の上に展開していたからである。

したがって、本稿において、占有権の存在構造を把握しえているかどうかということもさりながら、生存財産権や営業財産権という権利を認め、それを最広義の占有権と性質づけている、「人」や「企業」の存在構造の捉え方が説得力を有しているかどうか、ということにも私の関心は向けられている。

〔完〕